

新旧対照表

(座間市公共工事共通取扱書)

新	旧	備考
座間市公共工事共通取扱書 (3) 建設副産物の取扱い及び建設副産物実態調査に係る仕様書 本特記仕様書は、建設工事から発生する建設副産物についての取扱い及び建設副産物実態調査に関する事項を定めるものであり、座間市が発注する工事に適用する。 I. 総則 1 用語の定義 (略) II. 建設副産物適正処理・再資源化に関する事項 (略) 1 施工前に取り組む事項 (略) 2 施工に関する事項 (略) 3 施工の完了後に行う事項 (略) (参 考) ○建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年法律第 104 号）(令和 4 年 6 月 17 日改正)（建設リサイクル法） ○特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進等に関する基本方針（平成 13 年 1 月 17 日 農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省告示第 1 号） ○神奈川県における特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進等の実施に関する指針（平成 14 年 5 月 28 日 神奈川県告示第 366 号） ○資源の有効な利用の促進に関する法律（平成 3 年法律第 48 号）(令和 5 年 4 月 1 日改正)（ラージリサイクル法） ○廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）(令和 4 年 6 月 17 日改正)（廃棄物処理法） ○国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成 12 年法律第 100 号）(令和 3 年 9 月 1 日改正)（グリーン購入法） ○建設副産物適正処理推進要綱（平成 14 年 5 月 30 日改正） III. 建設副産物実態調査に関する事項 現場から発生する建設副産物についての発生量および再生資源利用量の実態把握について定める。	座間市公共工事共通取扱書 (3) 建設副産物の取扱い及び建設副産物実態調査に係る仕様書 本特記仕様書は、建設工事から発生する建設副産物についての取扱い及び建設副産物実態調査に関する事項を定めるものであり、座間市が発注する工事に適用する。 I. 総則 1 用語の定義 II. 建設副産物適正処理・再資源化に関する事項 1 施工前に取り組む事項 2 施工に関する事項 3 施工の完了後に行う事項 (参 考) ○建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年法律第 104 号）（建設リサイクル法） ○特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進等に関する基本方針（平成 13 年 1 月 17 日 農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省告示第 1 号） ○神奈川県における特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進等の実施に関する指針（平成 14 年 5 月 28 日 神奈川県告示第 366 号） ○資源の有効な利用の促進に関する法律（平成 3 年法律第 48 号）（ラージリサイクル法） ○廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）（廃棄物処理法） ○国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成 12 年法律第 100 号）（グリーン購入法） ○建設副産物適正処理推進要綱（平成 14 年 5 月 30 日改正） III. 建設副産物実態調査に関する事項 現場から発生する建設副産物についての発生量および再生資源利用量の実態把握について定める。	II 3 施工の完了後に行う事項（参考）について法令等の改正履歴の時点修正を行う。

新旧対照表

(座間市公共工事共通取扱書)

新	旧	備考
1 元請業者は… (略) 2 建設副産物… (略) 3 データ入力上の留意点 (略) (1) 建設発生土の入力値について (略) (2) 建設資材利用について (略) (3) 建設副産物発生・搬出(コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材A・B、建設汚泥、建設発生土(第一種～第四種建設発生土及び浚渫土))について ア コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊を、神奈川県県土整備局のコンクリート塊等処理指定工場に搬出する場合は、「搬出先の種類のコード」を「5 中間処理施設(合材プラント以外の再資源化施設)」と選択する。 イ 建設発生木材等のうち解体木くず、新築端材木くずを、神奈川県県土整備局の建設発生木材等再資源化指定事業者の指定施設に搬出する場合は、「建設発生木材A(柱、ボードなどの木製資材が廃棄物になったもの)」欄に入力することとし、「搬出先の種類のコード」を「5 中間処理施設(合材プラント以外の再資源化施設)」と選択する。 ウ 建設発生木材等のうち伐木材、除根材を、神奈川県県土整備局の建設発生木材等再資源化指定事業者の指定施設に搬出する場合は、「建設発生木材B(立木、除根材が廃棄物になったもの)」欄に入力することとし、「搬出先の種類のコード」を「5 中間処理施設(合材プラント以外の再資源化施設)」と選択する。 エ 建設汚泥を一部であっても改良土等に処理している施設などに搬出する場合は、「搬出先の種類コード」を「5 中間処理施設(合材プラント以外の再資源化施設)」と選択する。 オ 再利用が決まっている建設発生土を仮置き場に搬出する際は、「搬出先の種類コード」を「<u>6 スtockヤード(工事予定地含む)(再利用の目的がある)(国登録Stockヤード)</u>」または「<u>7 スtockヤード(工事予定地含む)(再利用の目的がある)(国登録Stockヤード以外)</u>」と選択する。	1 元請業者は、建設資材利用量の大小や有無及び… 2 建設副産物実態調査の作業手順は、次のとおりとし、… 3 データ入力上の留意点 (1) 建設発生土の入力値について (2) 建設資材利用について (3) 建設副産物発生・搬出(コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材A・B、建設汚泥、建設発生土(第一種～第四種建設発生土及び浚渫土))について ア コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊を、神奈川県県土整備局のコンクリート塊等処理指定工場に搬出する場合は、「搬出先の種類のコード」を「5 中間処理施設(合材プラント以外の再資源化施設)」と選択する。 イ 建設発生木材等のうち解体木くず、新築端材木くずを、神奈川県県土整備局の建設発生木材等再資源化指定事業者の指定施設に搬出する場合は、「建設発生木材A(柱、ボードなどの木製資材が廃棄物になったもの)」欄に入力することとし、「搬出先の種類のコード」を「5 中間処理施設(合材プラント以外の再資源化施設)」と選択する。 ウ 建設発生木材等のうち伐木材、除根材を、神奈川県県土整備局の建設発生木材等再資源化指定事業者の指定施設に搬出する場合は、「建設発生木材B(立木、除根材が廃棄物になったもの)」欄に入力することとし、「搬出先の種類のコード」を「5 中間処理施設(合材プラント以外の再資源化施設)」と選択する。 エ 建設汚泥を一部であっても改良土等に処理している施設などに搬出する場合は、「搬出先の種類コード」を「5 中間処理施設(合材プラント以外の再資源化施設)」と選択する。 オ 再利用が決まっている建設発生土を仮置き場に搬出する際は、「搬出先の種類コード」を「<u>5 工事予定地・仮置場・Stockヤード(再利用の目的がある決定)</u>」と選択する。	Ⅲ 3 (3) オについて COBRISの搬出先の種類 コードの追加変更に伴 う修正を行う。